

入札公告

競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和2年5月14日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
企画・連携推進部長 木村 伸一



1 業務委託内容

(1) 委託（保守）業務

鳥取県産業技術センター公式ホームページ再構築及び保守管理業務

(2) 業務委託の仕様

仕様書のとおり

(3) 委託期間

システム構築業務 契約日から令和2年9月30日（水）

保守管理運用業務 令和2年10月1日（木）から令和7年3月31日（月）

ただし、令和3年度以降において、委託契約に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 企画・連携推進部
（鳥取県鳥取市若葉台南7丁目5-1-1）

(5) 問い合わせ先

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 企画・連携推進部 企画室（担当：佐藤）

電話 (0857) 38-6205

電子メール tsato@tiit.or.jp

(6) 問い合わせ方法

ア 質問の受付

質問書（任意形式）を作成の上、電子メールにより（5）の問い合わせ先に5月26日（火）の正午までに提出すること。

イ 質問に対する回答

アの質問に対する回答は、5月28日（木）までにセンターホームページに掲載する。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービス コンテンツ作成かつ情報処理サービス システム等管理運営に登録されている者であること。
- (3) 公告の日から令和2年5月29日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札書の記載

入札書には、令和2年度ホームページ構築費（ドメイン移管経費含む）及び令和2年10月1日から令和7年3月31日までの運用保守等管理費の総額及びその内訳を記載すること。なお、運用保守管理費は、ホームページの維持管理費、ドメイン管理費、技術サポート費、障害対応費等運用に必要な全ての経費とする。

4 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日 時 令和2年6月1日（月）午後2時入札 即時開札
- (2) 場 所 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所 第2会議室
（鳥取市若葉台南七丁目1-1）

5 保証金の納付

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は契約保証金として契約締結時に契約金額の100分の10以上の額を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除とする
ア 契約の相手方が保険会社との間にセンターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
イ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の法人（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項第4号の規定に基づき鳥取県知事が定めるものを除く。）と同種で同程度以上の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められるとき。

6 入札条件

- (1) 入札終了後、落札した者が免税事業者である場合は、消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、課税事業者の場合、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を記載することし、内訳として、消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。なお、当センターは鳥取県とは別組織の地方独立行政法人であるため、鳥取県に年間委任状を提出している場合でも、代理人による入札の場合には必ず委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札は認めない。
- (5) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、棄権として取り扱う。
- (6) 入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、その部分に押印すること。
ただし、金額はこれを改めることができない。
- (7) 提出した入札書の引き換え、又は入札書の内容を変更することはできない。
- (8) 次の入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者の入札
 - イ 入札に際し不正の行為があった者の入札
 - ウ 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認し難い入札
 - エ 入札書を鉛筆で記載した入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札回数は3回までとする。3回までの入札で落札しなかった場合は、予定価格の範囲内で

最低価格を提示した入札者と随意契約の交渉を行う。

- (10) 入札若しくは開札前天災地変等のやむを得ない事情が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 入札後仕様書、契約書、説明事項等の内容の不明確を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (13) 入札書の宛名は「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 企画・連携推進部長 木村伸一」とする。また、委任状の宛名についても同様とする。
- (14) 再度入札を行う場合において、前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は失格とする。

6 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

7 その他

- (1) この一般競争入札の参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 再委託の禁止
 - ア 受託者は、センターの承認を受けずに再委託をしてはならない。
 - イ センターは、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由があると認められる場合はこの限りではない。
 - (ア) 再委託の委託料の額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由にセンターが契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額をセンターに支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。